

## 事務所便り 11月号

令和2年11月20日

いつもお世話になっております。  
秋も深まり、冷え込んで参りました。  
お風邪など召されませぬようお身体ご自愛下さい。

### 判子レス社会は来るのか？ 電子決裁はどこまで可能

#### ◆生活の中の印鑑文化

私たち日本人の生活に、「印鑑」文化は深く根付いています。

日常生活では、銀行の登録印や申込書への押印、履歴書、役所への届出では婚姻届から転入・転出届、出生届等、ビジネス文書においては、見積書や、納品書、契約書、請求書、議事録、回覧板まで、とにかく多岐にわたる書類に押印が求められ、それが当たり前のこととして定着してきました。

#### ◆コロナ禍で電子決裁の有用性見直し

しかし、今年はコロナ禍で在宅勤務を取り入れる企業が増えたことで、「押印のために出社する」という問題が発生し、今までその必要性が議論されることが少なかった日本の印鑑主義について考え直すきっかけとなりました。

政府関係では、4月の緊急事態宣言の最中、当時の河野防衛大臣が記者団に対し、防衛省内の決裁を全て電子化する旨の発言をしていますし、これを機に電子決裁の有用性について見直す企業も増えています。

#### ◆法律上の電子署名

決裁の電子化が進み、業務効率化に繋がるのなら喜ばしいことですが、一方でこれまで、「押印」によって本人の意思に基づいた文書であることの法的証明がなされていたことも事実です。電子決裁に変わることで法的効力に影響はあるのでしょうか。

実は、ビジネスにおいて身近な見積書や請求書、領収書、納品書などのほとんどの文書にはそもそも印鑑は不要です。便宜上本人確認の押印をするなら、簡易なデジタル印鑑や認印と同じ位置づけの「電子サイン」を使用する方法で充分でしょう。

e-Tax（国税の電子申告）や不動産取引など、より高い法的証明力が求められる文書は、第三者機関の認証局から発行された「電子証明書」が組み込まれることにより、利用者の「本人性」が確認できるようになっている「電子署名」が利用されます。

平成13年4月施行の「電子署名法」で、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備されています。

#### ◆法律上押印が必要な文書もある

ほとんどの文書に、印鑑と同じ効力がある電子サインや電子署名を使用できるものの、宅地建物取引業法上の不動産会社作成の書面や、銀行印、役所や法務局に届出する実印、不動産の登記申請（実印）など法的に印鑑が必要なケースもあります。



## 令和2年分から適用開始 所得金額調整控除に注意

令和2年分から適用される所得税の改正項目は多岐にわたり、基礎控除・寡婦控除・給与所得控除・公的年金等控除・青色申告特別控除の改正や、ひとり親控除・所得金額調整控除の創設などがあります。このうち所得金額調整控除は、新たに創設された制度で適用が想定されるケースも多そうです。今年の年末調整で戸惑わないよう注意しましょう。

### ◆所得金額調整控除

所得金額調整控除には、以下の二種類の控除があります。

#### (1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

##### 【適用対象者】

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、  
かつ、①本人が特別障害者に該当する者、  
②年齢23歳未満の扶養親族を有する者、  
又は、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する者

##### 【所得金額調整控除額】

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%

#### (2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

##### 【適用対象者】

給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その控除後の合計額が10万円を超える者

##### 【所得金額調整控除額】

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)  
＋ 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円

### ◆注意点

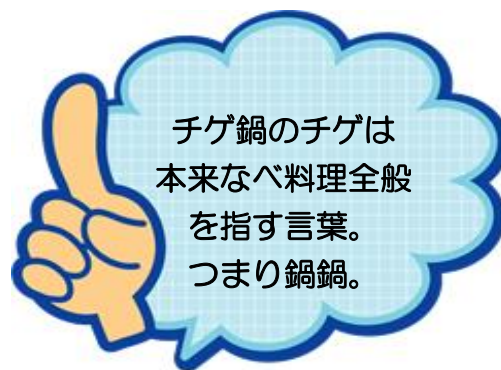
年末調整で適用できるのは(1)の制度ですが、この制度については以下の注意が必要です。

①「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出とは別に「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。

②共働きの場合、扶養親族が一人であっても要件を満たせば、夫婦の双方で適用することも可能となります。

共働き世帯で扶養控除の適用を受ける場合は、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされますが、この制度ではそのような取り扱いはありません。

～人生の役に立たない雑学 vol.91～



田坂税理士事務所

<http://www.tasaka-tax.com/>